

男女共同参画情報紙

2021. 1. 15

21号



みらい

ひとひと
女と男 ともに輝く社会をめざして

特集

男女共同参画の視点から 防災・減災を考えてみよう

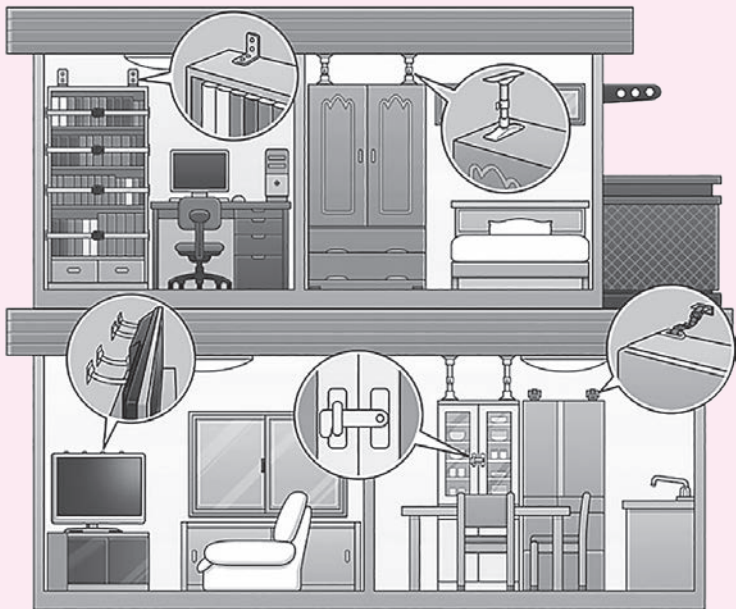


災害後の生活では、着替えや授乳、洗濯物干し場、トイレなど配慮が必要なことがあります。災害時、避難所などで誰もが安心して過ごせるよう、男女共同参画の視点で一緒に考えてみよう。

防災の家族で話し合ってみよう



家具の置き方!工夫していますか?



(政府広報より)

地震で怖いのは「家具の転倒」!!

- 市販の転倒防止グッズなどを利用して家具を固定しましょう。
- 寝室や子ども部屋には、できるだけ家具を置かないようにしましょう。家具が倒れた時に、出入口をふさがないように家具の配置を工夫しましょう。

食べながら備えよう!!

(ローリングストック)

非常食を日常に...

- 防災のために特別なものを用意するのではなく、できるだけ普段の生活の中で、保存食や日用品等を取り入れ、使った分を買い足しましょう。

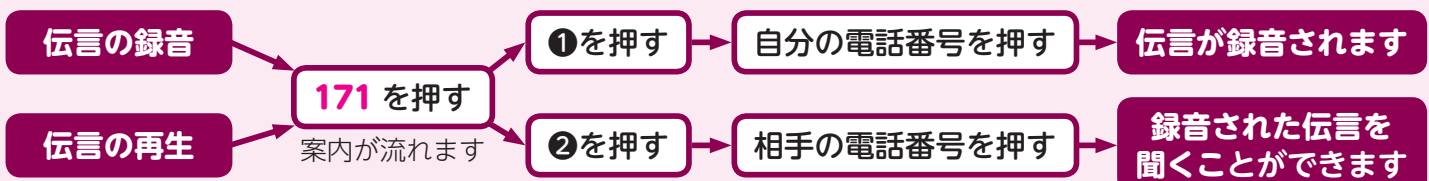


情報を得る手段、備えていますか?

情報を得るための手段を複数確保しておくことが大事!!

災害時には、携帯電話の回線がつながりにくくなり、連絡がとれない場合があります。日頃から、安否確認の方法や集合場所など、話し合っておきましょう。

● 安否確認「災害用伝言ダイヤル171」



携帯電話やインターネットを活用し、被災地域の方が自らの安否を文字情報によって登録できるサービスです。災害発生時には、携帯電話各社のポータルサイトのトップメニューに「災害用伝言板」へのリンクが表示されます。登録された伝言は各社の携帯電話やパソコンなどで電話番号をもとに検索することで閲覧することができます。



災害情報
メール配信サービス
毎月広報にQRコードが掲載されています

毎月1日、15日、1月1日～3日、防災週間(8月30日～9月5日)、防災とボランティア週間(1月15日～21日)の期間中、これらのサービスを体験利用が可能です。

防災行政無線自動応答電話サービス 防災無線が聞こえない場合、電話で情報を聞くことができます **048-562-6111**

う!!

過去の大きな災害を教訓に様々な防災・減災の取り組みが進んでいます。近年では想定を上回る災害が多発しています。災害を身近なこととしてとらえ、自分や家族の命を守るために今日から日常生活に、防災・減災の意識を高めていきましょう。



避難所を確認しよう!

- 市で発行しているハザードマップを参考に避難場所へのルートの確認など、実際に歩いて安全性を確かめてみましょう。



防災訓練や救命の講習会に参加しよう!

- 消火器やAED(自動体外式除細動器)の使い方など、救命・救急講習会や防災訓練などに参加し、定期的に確認しておくことが大切です。
- ご近所同士の交流を深め、いざという時に助け合える地域づくりを目指しましょう。



性別や立場によって要望に大きな違いが...

東日本大震災後、支援物資についての要望を調査したところ、女性用品や乳幼児用品は、男女により大きな違いが明らかになりました。

地域の防災計画や避難所の開設・運営には、女性の意見を積極的に取り入れていくことが必要です。

避難所には同性ならでの配慮ができるスタッフを...

避難所では、男性だけでなく、女性のリーダーも配置し、男女がそれぞれの立場から意見を交換できる環境を作りましょう。

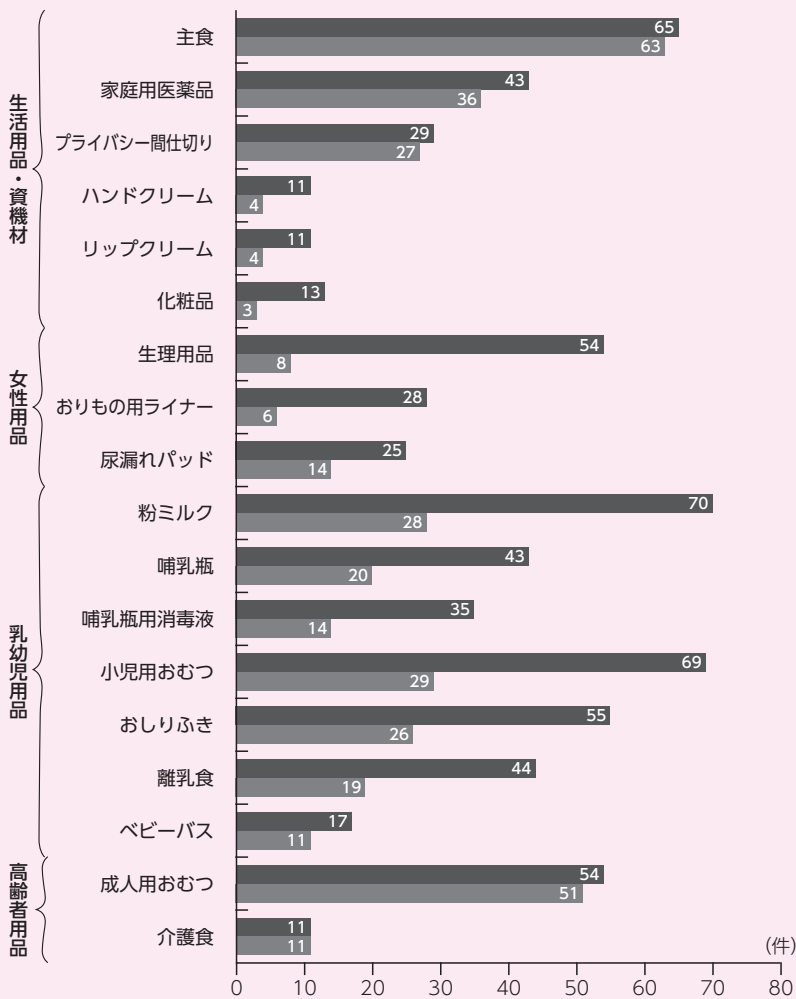
女性の目線で

- 女性用品は女性が配布する
- 男女別に更衣室や物干し場を設ける
- 授乳室など女性だけのエリアをつくる
- トイレや更衣室は、照明をつけ安全に配慮する



備蓄や支援物資に対する要望(男女別、複数回答)

女性からの要望
男性からの要望



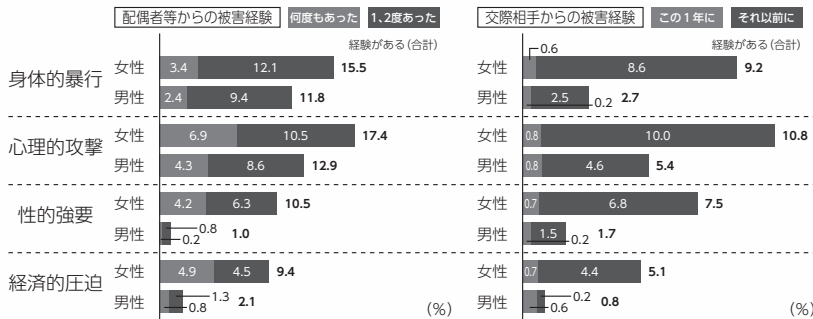
備考) 内閣府「男女共同参画の視点による震災対応状況調査」(平成23年)より作成
調査対象は、被災3県(岩手県・宮城県・福島県)の108地方公共団体の男女共同参画担当
調査時点は、平成23年11月
出典) 内閣府「平成24年版男女共同参画白書」

思いあたることは、ありませんか？



DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、夫婦や恋人など親密な関係にある(あった) 2人の間で起こる暴力のことで、被害者の多くは女性です。

配偶者や交際相手からの暴力被害経験



※県男女共同参画課「平成30年度意識・実態調査」より。
「令和元年度版男女共同参画に関する年次報告 みんなですすめよう男女共同参画」埼玉県発行より。

平成30年度(2018)に埼玉県で行った意識調査では、配偶者等から、なぐったり蹴られたりするなどの身体に対する暴力が「1,2度あった」「回数もあった」と答えた人の割合は、女性で6人に1人、男性では8人に1人でした。また、交際相手から身体的暴力を受けている割合は10人に1人、男性は37人に1人でした。

この他にも、子どもの目の前で配偶者などの家族に対して暴力をふるう「面前DV」と呼ばれる児童虐待にあたります。また、同居していない交際関係での暴力は「デートDV」にあたります。



なぐる・けるだけが暴力ではありません!!

身体的暴力

- なぐる ●ける ●突きとばす
- 物をなげつける など

精神的暴力

- 無視する ●大声で怒鳴る
- 大切にしている物を壊す ●外出させない
- 交友関係や電話の相手を細かくチェックする
- 実家や友人などの付き合いを制限する

経済的暴力

- 生活費を渡さない
- お金の使い方を細かくチェックする など

性的暴力

- 性的行為を強要する
- 避妊に協力しない など



ひとりで悩まず相談して下さい。

秘密は守られます。相談は無料です。

「こんなことで相談して良いかな…」そんなふうに思ったことはありませんか？迷ったらかけてみて下さい。一緒に考えていきましょう。



DVに関する相談

- **羽生市女性相談 048-561-1681** (要予約)
第1・2・4水曜日、第3水曜日の属する週の土曜日
13:00～16:00(約50分程度)
- **埼玉県配偶者暴力相談支援センター**(埼玉県婦人相談センター)
048-863-6060
月～土 9:30～20:30 日・祝 9:30～17:00
- **埼玉県男女共同参画推進センター**(With You さいたま)
048-600-3800
月～土 10:00～20:30(祝日・第3木曜日を除く)
- **DV相談+**(プラス)(内閣府)
24時間対応電話 **0120-279-889**
- **DV相談ナビ 8008**
発信地等の情報から最寄りの相談機関の窓口に電話が自動転送され、直接ご相談いただくことができます。

緊急時は110番!!

編集後記



「自分は大丈夫」と思わず、防災・減災について、家族との話し合いの重要性を再認識しました。



発行 羽生市総務部人権推進課
企画・編集 羽生市男女共同参画情報紙編集委員
表紙題字 羽生市長 河田 晃明

パープル羽生(羽生市女性センター)
住所:羽生市南5-4-3 電話:048-561-1681

